

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
通知者 氏名
電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

建築物等の名称					
行為の場所等	地名地番	静岡市			
	用途地域	<input type="checkbox"/> 市街化区域（ 地域） <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外			
	都市機能誘導区域 （集約化拠点形成区域）	<input type="checkbox"/> 区域内（ ）地区		<input type="checkbox"/> 区域外	
景観計画の地区等	景観計画重点地区		地区		
	一般地区	土地利用別地区	<input type="checkbox"/> 住居系市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 商業系市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 工業系市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 沿道系市街地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 田園・緑地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 自然景観ゾーン		
		都市景観促進地区	<input type="checkbox"/> 静岡駅周辺ゾーン <input type="checkbox"/> 清水駅周辺ゾーン <input type="checkbox"/> 東静岡駅周辺ゾーン <input type="checkbox"/> 草薙駅周辺ゾーン <input type="checkbox"/> 駿河区役所周辺ゾーン <input type="checkbox"/> 安倍川駅周辺ゾーン		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日	
設計者	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者氏名）				
	電話番号				
工事施工者	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者氏名）				
	電話番号				
連絡先	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者氏名）				
	電話番号				
敷地内における行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）			
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）			

（注）の事項については、該当するものにレを記入してください。

(建築物)

建築物及び敷地の概要

	届出部分	既存部分	合計
敷地面積	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²

建築物別の概要

建築物別の行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
用途			
構造	造 (一部 造)		
建築面積	m ²	延べ面積	m ²
最高の高さ	m	階数	階
屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽 m その他 () m		
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各面の合計面積	m ²	
	外観の変更に係る部分の見付面積	外壁(窓面の開口部を含む。) m ²	屋根 合計 m ²
外観の色	仕上げ(材料・方法)	色彩(マンセル値)	
	屋根材		
	外壁材		
	()		
アクセント色			
アクセント部分の面積	アクセント部分の面積	見付面積(開口部を含む。)	見付面積(開口部を含む。) ÷ 5
	東立面	m ²	m ²
	南立面	m ²	m ²
	西立面	m ²	m ²
	北立面	m ²	m ²
屋外広告物の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
[添付書類] <input type="checkbox"/> 景観チェックリスト(様式第2号) <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 外部仕上げ表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 外構図 <input type="checkbox"/> 周辺状況写真 <input type="checkbox"/> 着色立面図 <input type="checkbox"/> その他()			

(注)

- この面は、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。
- の事項については、該当するものにレを記入してください。
- 仕上げ(材料・方法)欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
- アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

(工作物)
工作物別の概要

工作物別の行為の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
種類			
構造	造 (一部 造)		
高さ	m		
長さ	m		
橋りょう等の規模	延長	m	幅員 m
土地に自立した太陽光発電設備を設置する区域の敷地面積	m ²		
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各部位の合計面積	m ²	
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²	
工作物の色彩	仕上げ (材料・方法)	色彩 (マンセル値)	
	基本部分		
	アクセント色		
アクセント部分の面積	アクセント部分の面積	見付面積 (開口部を含む。)	見付面積 (開口部を含む。) ÷ 5
	m ²	m ²	m ²
	m ²	m ²	m ²
	m ²	m ²	m ²
屋外広告物の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
[添付書類] <input type="checkbox"/> 景観チェックリスト (様式第2号) <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 外部仕上げ表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 外構図 <input type="checkbox"/> 周辺状況写真 <input type="checkbox"/> 着色立面図 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(注)

- この面は、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。
- の事項については、該当するものにレを記入してください。
- 仕上げ (材料・方法) 欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。
- アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

景観チェックリスト

1 良好な景観の形成のために配慮した事項について

(1) 地域特性や周辺環境の解析

.....
.....
.....

(2) 敷地内配置計画及び周辺環境への景観配慮事項

.....
.....
.....

(3) 建築物等の景観に対するデザイン・コンセプト（屋根及びスカイライン並びに外壁等）

.....
.....
.....

(4) 外構計画及び敷地内緑化に対する景観配慮事項

.....
.....
.....

(5) 設備計画における景観配慮事項（屋外設置機器類の配置等）

.....
.....
.....

(6) その他特に景観形成に対し配慮した事項

.....
.....
.....

※ 助言、協議事項

.....
.....
.....

(注)

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 次ページ以降は、行為を行う地区及び行為の種類に該当するチェックリストのページのみ添付してください。

3 景観計画区域内（都市景観促進地区）における基準について

(1) 建築物及び工作物（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔、携帯電話等の基地局などの鉄塔類及び土地に自立した太陽光発電設備を除く。)

配慮指針	景観形成基準	チェック欄						
		静岡駅	清水駅	東静岡駅	草薙駅	駿河区役所	安倍川駅	
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる。	次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源・景観資源の状況等を読み取り、施設計画に反映させること。							
	地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性							
	地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化							
	前面道路の形状や通りからの見え方							
	前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え							
	建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感							
	地域で多く使用されている色彩や素材							
富士山の眺望の確保に努める								
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする。	建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。							
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る。	自然資源を活かす、取り入れる。	緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。						
		公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。						
		隣接する敷地等が生け垣などでしつらえられている場合は、その連続性を確保する。						
	中高木を植栽する場合は、樹種や位置を配慮し、周囲の街路樹との協調に努める。							
	水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。							
	自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。							
景観資源を保全する、引き立てる。	景観資源に隣接する場合は、次に掲げるような配慮を行い、景観資源を引き立てる。							
	緑化による修景を行う。							
	景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。							
	屋根やひさし、外構の設えなどが協調されたデザインを取り入れる。							
屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。								
空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する。	建築物の屋上設備や塔屋は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。							
	通りから直接望見できない位置に配置する。							
	通りや水辺から直接望見できない位置に配置する。							
	ルーバーや緑化による修景などを行う。							
	水上や周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮した規模とする。							
水辺沿いでは、隣接する建物との間隔の確保、水域側へオープンスペースの確保など、水辺への開放感が得られる配置に努める。								

配慮指針	景観形成基準	チェック欄					
		静岡駅	清水駅	東静岡駅	草薙駅	駿河区役所	安倍川駅
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する。	地区や通りの一体性や連続性に配慮する。	次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。					
	外壁面の意匠（開口部の形状等）						
	地域の景観特性に応じたスカイラインの形成						
	駅や駅前広場からの見え方に配慮したスカイラインの形成						
	道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール						
	建築物の配置						
	通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保						
	店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。	店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。					
	低層部の階高や軒・ひさしの位置、開口の長さを協調する。						
	低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。						
	店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。	店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。					
	低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。						
	施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。						
	商業施設では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。	商業施設では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。					
	低層部の階高や軒・ひさしの位置、開口の長さを協調する。						
	低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。						
	商業施設では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。	商業施設では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。					
	低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。						
	施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。						
	歩道や水辺に面する部分では、施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。						

配慮指針	景観形成基準	チェック欄					
		静岡駅	清水駅	東静岡駅	草薙駅	駿河区役所	安倍川駅
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する。	地区特性にあった色彩・素材とする。						
	地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。						
	外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。						
	外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。						
	外壁や外構は、歴史文化の拠点にふさわしい風格と落ち着きが感じられる素材や、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。						
	外壁や外構は、文教施設や地域の建築物で多く使用されている素材や色彩の活用に努める。						
	特に低層部は周辺の建築物との協調に努める。						
	外壁に使う色の数はできるだけ少なくし、派手な色彩の利用は極力控える。						
	中高層部の外壁は彩度を落とし、風格のあるまち並みづくりに配慮する。華やかさのある演出は低層部で取り入れる。						
	建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、備考2の色彩の制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に則り備考1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。						
	着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩						
法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合又は地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合							
建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合又は施設の特性上備考2の色彩が適当でない場合であって色相10R～4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色にあつては、彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合							

配慮指針	景観形成基準	チェック欄						
		静岡駅	清水駅	東静岡駅	草薙駅	駿河区役所	安倍川駅	
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する。	地域環境を活かした夜間景観を形成する。	暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。						
		周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。						
		商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。						
		周辺に近代建築物など歴史的景観資源やエリアを象徴する等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。						
		水辺の建築物は、水面への映り込みを意識した照明計画により、魅力的な夜景の演出に努める。						
	街角の個性を演出する。	主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。	/					
		シンボルとなる樹木等を植栽する。						
		空地や広場を確保する。						
		商業施設では、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。						
		駅前広場に面する場合は、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置となるよう配慮する。						

配慮指針	景観形成基準	チェック欄						
		静岡駅	清水駅	東静岡駅	草薙駅	駿河区役所	安倍川駅	
公共空間や通り景観と一体になった景観を形成する。	<p>周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>配置や形態などの工夫により分節化を行う。</p> <p>部材、色彩・素材などにより視覚的な分節化を行う。</p> <p>接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。</p>							
	高層の建築物とする場合は、次の各点に十分配慮する。							
	低層部と中高層部で意匠に変化をつける。							
	低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。							
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。							
	<p>駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。</p> <p>外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。</p> <p>通りから直接見えない位置に配置する。</p> <p>通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。</p>							
	<p>ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。</p> <p>道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機が見えないよう工夫する。</p>							
	自動販売機は、建物と一体的に設置するよう配慮し、色彩は建築物や周辺の景観と調和するよう配慮する。							
	外壁のない立体駐車場は、ルーバーの設置、樹木の配置などにより、構造物のうち道路に面する部分の過半又は目線の高さ以上まで直接露出しないよう修景する。							
	日よけテントやオーニング等は、周辺のまち並みとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。							
	緑化により潤いを創出する。	庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。						
		接道部に植栽するなど、潤いのある沿道の景観を形成する。						
建物の屋上や壁面などの緑化に努める。								
隣接する敷地等が生け垣等でしつらえられている場合は、その連続性の確保に努める。								
施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の利便性の向上に努める。								
敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げの素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。								
敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する。								
水辺に面する部分は、水辺空間をより魅力的に演出するため緑化に努める。								
敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。								

備考

1 望ましい色彩は、次のとおりとする。

(1) 建築物の外壁

色相	明度	彩度			
		静岡駅 清水駅 駿河区役所	東静岡駅	草薙駅	安倍川駅
10R (0YR) ~4.9YR 2.6Y ~ 5 Y	8未満の場合	3以下	3以下	3以下	3以下
	8以上の場合	2以下	2以下	2以下	2以下
5YR~2.5Y	8未満の場合	5以下	5以下	4以下	4以下
	8以上の場合	3以下	3以下	2以下	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下	2以下	/	1以下
	8以上の場合	1以下	1以下		
無彩色	3未満の場合	0	/	/	0
	3以上の場合	0			

(注) 斜線部は、使用することが望ましくない色彩を示しています。

(2) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R (0YR) ~ 5 Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

(3) 工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

2 色彩の制限は、次のとおりとする。

(1) 建築物の外壁

色相	明度	彩度	
		静岡駅・清水駅 東静岡駅・駿河区役所	草薙駅 安倍川駅
10R (0YR) ~4.9YR 2.6Y ~ 5 Y	8未満の場合	3以下	3以下
	8以上の場合	2以下	2以下
5YR~2.5Y	8未満の場合	5以下	4以下
	8以上の場合	3以下	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下	1以下
	8以上の場合	1以下	
無彩色	制限なし	0	

(2) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R (0YR) ~ 5 Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

(3) 工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

(2) 工作物（擁壁に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる。	無機質な仕上げとならないように、次のような工夫を行う。	
	擁壁の前面に植栽を施す、又は法面緑化等を組み合わせる。	
	自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。	

(3) 工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう及び横断歩道橋等に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる。	高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。	
	雨どいや配管、その他設備類が目立たないように工夫する。	

(4) 工作物（送電鉄塔、携帯電話等の基地局などの鉄塔類に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる。	周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。	

(5) 工作物（土地に自立した太陽光発電設備に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる。	眺望地点からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮蔽などを施す。	
	都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮蔽などの措置を講じる。	
	道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮蔽などを施す。	
	太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。	